

# 相生市議会だより

第 117号

平成27年6月10日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎ 23-7122〉

編集：議会報編集委員会



相生っ子学び塾（那波小学校）

## 三月議会から

三月定例会は三月二日から三月二十四日の二十二日間にわたって開催されました。

今期定例会では、平成二十六年年度補正予算八件、平成二十七年年度予算八件、条例改正等十四件、事件案件五件、人事案件一件、陳情一件、請願一件、意見書案一件を審議しました。陳情を除く、すべての案件は可決等されました。その主なものは十一〜十二ページにまとめました。

施政方針に対する質疑および一般質問は、七名の議員が行い、市当局の現状方針等考え方をただしました。その概要については六〜九ページにまとめました。

## 五月臨時会から

五月十八日に臨時会を開催し、議長に吉田政男氏、副議長に宮嶋真木氏、監査委員に田中秀樹氏が選ばれました。

各常任委員会の委員も二〜三ページのとおり決まりました。

# 新しい議会構成を決定しました



副議長

みやくさ まき  
宮艸 真木



議長

よしだ まさお  
吉田 政男

## 就任挨拶

市民の皆様には、平素から市政並びに議会運営に対しまして温かいご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

このたび、相生市議会議長、副議長に就任させていただきましたが、誠に光栄であると同時に、その重責に身の引き締まる思いでございます。

地方分権の時代を迎え、自治体の自主決定・自己責任が拡大するなか、意思決定機関・行政の監視機関として議会の重要性は一層増しております。

こうしたなか、議会改革の一環として、市議会の基本理念・方針について定める「相生市議会基本条例」を制定いたしました。今後、本条例に基づき議会本来の機能を十分に発揮し、市民の皆様の負託に応えることができるよう努めて参ります。

今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

## 議会選出監査委員



田中 秀樹

## 議会運営委員会

議会を円滑に運営するため、議会運営全般について協議・調整します。



委員長  
渡邊 慎治



副委員長  
大川 孝之

- 委員 阪口 正哉
- 委員 前川 郁典
- 委員 楠田 道雄
- 委員 三浦 隆利

## 議会選出委員等

(平成二十七年 五月十八日現在)

### 西播磨水道企業団議会議員

- 中野有彦・後田正信
- 大川孝之・前川郁典
- 吉田政男・楠田道雄
- 三浦隆利

### 安室ダム水道用水供給企業団議会議員

- 吉田政男・宮艸真木
- 赤相農業共済事務組合 議会議員
- 宮艸真木・岩崎 修
- 西はりま消防組合 議会議員

### 農業委員会委員

- 吉田政男・楠田道雄
- 中野有彦・阪口正哉
- 民生委員推薦会委員
- 国民健康保険運営協議会 委員

### 環境保全審議会委員

- 田中秀樹・楠田道雄
- 宮艸真木・後田正信
- 岩崎 修

### 都市計画審議会委員

- 森下高明・大川孝之



## 常任委員会・会派構成



みうら たかし  
三浦 隆利



まえかわ いくすけ  
前川 郁典



もりした たかはる  
森下 高明



委員長  
くすだ みちお  
楠田 道雄



よしだ まさお  
吉田 政男



なかの くにひこ  
中野 有彦



副委員長  
うしろだ まさのぶ  
後田 正信

企画総務部、財務部、出納室、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会等に関する事項を調査・審査します。

### 総務文教常任委員会（七人）



かくいし しげみ  
角石 茂美



わたなべ しんじ  
渡邊 慎治



みやざき まき  
宮崎 真木



委員長  
いわさき おさむ  
岩崎 修



おおかわ たかゆき  
大川 孝之



たなか ひでき  
田中 秀樹



副委員長  
さかくち まさゆき  
阪口 正哉

市民生活部、健康福祉部、建設農林部、市民病院、農業委員会に関する事項を調査・審査します。

### 民生建設常任委員会（七人）

### 会派別議員

相生市では、二人以上の議員で会派を構成しています。

#### 緑風クラブ（五人）

（代表）前川 郁典  
田中 秀樹 阪口 正哉  
大川 孝之 吉田 政男

#### 輝相会（五人）

（代表）楠田 道雄  
中野 有彦 宮崎 真木  
三浦 隆利 角石 茂美

#### 公明党（二人）

（代表）渡邊 慎治  
後田 正信

#### 会派に属さない議員

森下 高明（無会派）  
岩崎 修（共産党）

#### 議会報編集委員会

委員長 大川 孝之  
副委員長 三浦 隆利  
委員 中野 有彦  
" 阪口 正哉  
" 後田 正信  
" 前川 郁典  
" 楠田 道雄

# 相生市議会基本条例を制定しました



## 議会基本条例とは

相生市議会の基本理念・基本方針を定め、市民との関係や市長等との関係を明らかにするとともに、市議会が果たすべき役割と議員の責務を踏まえ、市議会のあるべき姿や進むべき方向について定めるものです。

## 議会基本条例制定

### までの検討経過

- ・平成二十六年六月  
六月定例会において、議会改革特別委員会（委員七名）を設置し、付託事件として
- 一・議会基本条例に関する  
sonjy
- 二・その他議会改革に関する  
panjy

と決定しました。

- ・平成二十六年七月

平成二十七年二月

議会基本条例案及び議会改革に関する事項の検討のため、合計十四回の委員会を開催し、協議を行いました。

- ・平成二十六年九月

全議員による議員研究会を開催し、議会基本条例の制定に向けて、同志社大学大学院の新川教授

の講演を受けました。

- ・平成二十七年二月

議会基本条例（素案）を作成し、パブリックコメント（市民意見募集）を実施しました。

### 【意見提出者・項目】

三名・三十七項目

※項目の詳細及び議会改革特別委員会の考え方は相生市議会ホームページをご覧ください。

- ・平成二十七年三月

三月定例会において、全会一致で原案可決されました。

なお、施行日は九月一日とし、議会報告会等の詳細を、引き続き協議していくこととしました。

### その他議会改革に関すること

- ・議会基本条例の制定に合わせ、左の項目について、実施に向け検討することを確認しました。
- ・本会議のインターネット中継
- ・議案及び議案に対しての賛否の公開
- ・政務活動費について、収支報告書及び視察報告書の公開

## 委員会協議内容

（二月二十七日開催）

- ・条例の前文から第七章の確認

- ・条例の第八章（見直し手続等、第二十四条～第二十五条）の検討
- ・パブリックコメントの検討

（二月四日開催）

- ・特別委員会以外の議員からの意見聴取及び協議

- ・条例素案の決定
- ・パブリックコメントの実施

（二月二十五日開催）

- ・パブリックコメント提出意見の検討
- ・条例施行日の検討
- ・条例案の決定

※以前の協議内容については、議会だより一五号及び一六号に掲載しています。

## 相生市議会基本条例の概要

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等との関係（第8条—第10条）

第5章 議会の合意形成（第11条・第12条）

第6章 議会の組織体制（第13条—第20条）

第7章 議員の政治倫理（第21条—第23条）

第8章 見直し手続き等（第24条・第25条）

本条例は、前文と8章からなる本文25条及び附則で構成されています。

前文は、今日の社会情勢において求められる市議会のあり方、議会及び議員の活動原則が、この条例によることを述べるとともに、市民の負託にこたえることが目的であることをうたっています。

第1条は、条例の目的について規定し、第2条は、基本理念について、市議会の役割と責務に関する基本的な考え方を規定しています。

第3条は、議会の活動原則として、市民に信頼される開かれた議会を目指すことなど5項目を規定しています。

第4条は、議員の活動原則として、議員間の自由な討議を尊重することなど3項目を規定しています。

第5条は、会派についての位置づけと機能を規定しています。

第6条は、市民参加について、市民の意見を的確に反映する開かれた議会を実現するために、情報を発信、また収集することを規定しています。

第7条は、議会報告会の開催について規定しています。

第8条は、市長等との議論について、市長等と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくことを規定しています。

第9条は、議会審議における論点情報の形成について、市長等に対する資料要求について規定しています。

第10条は、議決事件の追加について規定しています。

第11条は、議会の合意形成について、議会が合議制をとる議論の場であることを踏まえ、自由な討議を重視し、合意形成を図ることを規定しています。

第12条は、政策提言について、積極的な政策討論を行い、議員相互の合意形成を図り、政策提言を行うよう努めることを規定しています。

第13条から第20条までは、議会の組織体制について、組織の見直し、委員会、議員研修、議会事務局の体制整備、政務活動費、議会図書室、予算の確保、調査機関の設置について規定しています。

第21条から第23条までは、議員の政治倫理、議員定数、議員報酬について規定しています。

第24条及び第25条は、本条例に基づく活動についての評価と本条例の見直し手続きについて規定しています。

最後に、附則ですが、この条例は、平成27年9月1日から施行することとしています。

条例の全文は、相生市議会ホームページをご覧ください。



(二月議会)  
施政方針に対する  
代表質問・一般質問

施政方針について  
(全7項目のうち  
主な質問を掲載  
しています)

(代表質問)  
いわさき おさむ  
岩崎 修

**問** 放課後児童保育  
は、子ども・子育て  
支援法で、子ども・子育て  
支援事業に位置づけ、  
市町村の実施責任を強  
化、指導員の処遇改善  
人材確保の方策を検討



放課後児童保育 (那波小学校)

し、所要の措置を講ずることとされました。  
施設や設備の整備、指導員の処遇改善に取り組みべきではありませんか。

**答** 平成二十七年年度は、全学年を対象に実施することに伴い、入所児童数の増加が見込まれるため、エアコンの設置など、施設環境の充実に図ります。  
指導員等については、増員を予定しています。また、県実施の講座を受講するなど、指導員の質の向上を図っていききたいと考えています。

**問** 相生市の子ども・子育て支援事業計画(案)では、「小児科輪番制の空白日があるため、医師会と協議することも、県に小児科の充実に要望していますが、医師不足のため十分な体制が整備されていません」としています。

**答** 小児科医療体制の充実に向け、取り組みを進めるべきではありませんか。

**答** 小児科救急対応病院群輪番制の空白日の解消に向けた具体的進展はなく、赤穂の二病院で対応している状況です。

**問** 全国的な医師不足や県内の医師の偏在等により、兵庫県保健医療計画でも、中播磨医療圏との連携圏域が設定されたところですが、空白日を少しでも解消できるよう、医師会や関係自治体、医療機関と連携しつつ、医師派遣等について県に要望を続けていきたいと考えています。

**問** 若者の就労支援に  
ついて具体的にどの  
ように取り組まれる  
のですか。

**答** 就職相談会等は、市として実施していませんが、今後は、相生市においても機会づくりに前向きに取り組むとともに、西播磨地域人材確保協議会や、連携中枢拠点都市制度等において広域連携を取り組む中で、市内企業の就職面接会、企業説明会等への積極的な参加を促し、職と人材の掘り起しと確保に努めていきたいと考えています。

**問** 空家対策の推進に  
関する特別措置法に  
基づいた対応について  
聞かせください。

**答** この法律により、空き家所有者の課税情報の利用が可能となったことで、所有者の把握がしやすくなったことや、近隣に迷惑をかけている空き家について、行政指導を行い、従わない場合は行政代執行等が明文化されたことで、一定の進展は見込めると考えています。  
今後は、国の指針に沿った形で当市の空家等対策について、方策や条例のあり方も検討していきたいと考えています。

施政方針について  
(全17項目のうち  
主な質問を掲載  
しています)

(代表質問)  
まえかわ いくすけ  
前川 郁典

**問** 矢中校区での保  
幼・小・中連携モ  
デル事業の横展開について  
問う。

**答** アンケート調査を実施し、子どもの育ちや学びを見据えた課題を共有し体験活動を重視した保・幼・小の連携や合同事業等、小・小の連携、小・中の交流等に取り組む、検証しました。  
相生の子どもたちに生きる力を育てるために、知・徳・体のバランスのとれた教育やこれ等を支える丈夫な根っこを養う教育施策を推進し教育活動に努めています。  
現在の良い学習状況を継続し、より高めていくために、義務教育の9年間を見直し、一貫した教育を構築し、小中学校が連携しやすい環境を作り出すことが重要と考え、小中一貫教育を推進します。

**問** 福祉総合相談支援  
の体制作りについて



消防団技術訓練

問う。

**答** 既存の制度やサービスを活用しながら、包括的な支援をワンストップで行える福祉の総合的な相談窓口については、今後の課題として研究をいたします。

**問** 消防団員の技術向上について問う。

**答** 日頃の教育・訓練は、防災活動および団員の安全上からも大切です。

基本訓練としては、毎月の車両点検時に機関取扱や放水訓練を実施し、教育訓練として、危険予

知訓練や交通安全講習を実施しています。今後も、西はりま消防組合・相生消防署と協力しながら、訓練を重ねる団員の消防・防火に関する知識や技術の向上を図り地域防災力の強化に努めます。

**問** 国土利用計画および都市計画マスタープランの見直しと相生市土地利用活性化構想との関連および連携中枢都市圏制度への対応について問う。

**答** 本計画は、平成六年の策定ながら、現在の土地利用形態とおお

むね合致していますが、矢野地区の県特定用地、椿が丘団地が含まれていますので、都市計画マスタープラン見直し作業と歩調を合わせながら、現況把握を行いながら推進する予定です。

平成二十四年度に策定した相生市土地利用活性化構想との関連性は、市内の八か所の有効活用を検討をいたしました。現時点では課題も多く、活用は困難な状況です。

相生市が取り組んでいる姫路市との連携事業の中にも企業誘致が入っていますが、交通の利便性が高い相生ですので、姫路市の今以上の仕事の創出に期待すると共に、居住の場として相生を選択していただければメリットになると考えています。

小中一貫教育と矢野川小中学校構想について生活保護について土地利用計画について  
よした まさお  
吉田 政男

**問** 「矢野川小中学校構想」とはどのようなものか。

**答** 四月より、市内の小中学校で、既存校舍を活用した施設分離型の小中一貫教育に取り組みます。

矢野川中学校区はモデル校区としてスタートしますが、将来的には、より効果的な一貫教育を進めるためには施設併設型が望ましいと考えており、それが矢野川小中学校という構想です。

**問** 生活保護費の不正受給に関する報道が後を絶ちませんが、制度の適正運用のための取り組みについてお伺いします。

**答** 通報等があった場合、対象者が特定でき、生活保護受給者が本来守るべき義務に違反している可能性がある場合には、直ちに訪問調査および事情聴取等を行っています。

**問** 国土利用計画および都市計画マスタープランの見直しには、調整区域、農振農用地の全面見直しも含まれるのか伺います。

**答** 市全域における土地利用計画となるので、含まれます。

施政方針について(全10項目のうち主な質問を掲載しています)

(代表質問) なかの 中野 くにひこ 有彦

**問** 健康診査の受診者・市が実施する健康づくり事業への参加・個人の健康づくりの実践者にポイントを付与し、目標ポイント数を達成した者に記念品等を配布することについてだが、対象者と参加目標人数は。記念品とは何なのか。継続して参加してもらえようない工夫は。

**答** 二十歳以上の基本健診受診者数の一割相当の千人を予定しています。目標ポイント達成者には、相生市の特産品等を抽選によりAコース、Bコース各五十名の方に、当選者以外の応募者全員に参加賞(指定ごみ袋)を配布する予定です。継続的な参加は、ポイント数達成状況を勘案し、市民の健康増進の向上となるように必要に応じ見直しを行います。

**問** 胃がんには分化型と、より悪性度の高い未分化型があり、胃が



んリスク検診は分化型の  
リスク検診で、未分化型  
胃がんのリスク判定はで  
きません。胃がんリスク  
検診でなく胃がん検診と  
して、独り歩きしてしま  
っているが、対応を考え  
ているのか。

**答** 集団健診および個  
別健診での受診者へ  
の周知、ご理解のもとに  
受診していただく。

**問** 高齢者や認知症の  
方が、外出し、迷子  
など帰宅できなくなった  
時など身元が確認できる  
カードやネームシール等  
を携帯してもらうことの  
のだが、制度の啓発は。

**答** 広報紙・ホームペ  
ージでの周知をはじめ  
、民生・児童委員、ケ  
アマネジャー、介護保険  
サービ事業所の方々に  
も機会を捉え、事業の説  
明・周知をさせていただ  
くとともに、事前に利用  
者にご同意いただくこと  
により、地域包括支援セ  
ンターや警察等関係機関  
とも連携しながら、対応  
できるように取り組んで  
まいりたい。

また利用していただく  
ための工夫ですが、見守  
りグッズは、キーホルダ

ー、ネームシール、シリ  
コンバンドなど、複数の  
ものとし、利用者の方が  
選択でき、その方が有効  
に利用できるよう考えて  
います。

**問** 他市では、約百台  
の全公用車に、ドラ  
イブレコーダーを設置  
し、交通事故や犯罪など  
の画像情報を記録するこ  
とで、地域の防犯に役立  
てるということをされて  
いるが、こういった取り  
組みについての考えは。

**答** 防犯面からある意  
味、有効であると考え  
られますが、ドライブレ  
コーダーは、あくまで  
も事故が起こった時の証  
拠とするもので、目的外  
利用であることから、プ  
ライバシー保護の観点か  
らは、もう少し検討が必  
要なのではないかと考え  
ています。

施政方針について  
(全21項目のうち  
主要な質問を掲載  
しています)

(代表質問)  
三浦 隆利  
みうら たかとし

**問** 平成二十七年度の  
市政運営において市  
長が重視されたことは何

かお伺いします。

**答** 平成二十三年度か  
ら取り組んでしまし  
た人口減少対策は平成  
二十七年でも重要であ  
るので、地方版総合戦略  
においてもこの考えを引  
き継ぎ、相生にふさわし  
い創意と工夫のある施策  
を盛り込んでいきたいと  
考えています。

**問** 総合計画の進捗把  
握のため実施した中  
間年アンケートの分析結  
果と、その結果を今後の  
取り組みにどのように反  
映させていくのかお伺  
いします。

**答** アンケート結果に  
ついては、市民満足  
度が高いなど施策が順調  
に進捗していると判断で  
きる一方、市民参加率  
が低いという結果もあり  
ました。市民参加率の低  
さの要因としては、「時  
間的な余裕がないこと」  
、「趣味が生かせる活動が  
ないこと」、「行政から十  
分な情報提供がないこと」  
があげられますが、市民  
協働はすべての事業にか  
かわる問題であるため、  
市民への情報提供、団塊  
世代の方々にご協力をい  
ただく等、全庁的な意識

と取り組みが必要である  
と考えています。

**問** 人口ビジョンにつ  
いてどのような内容  
を策定していくのかお伺  
います。

**答** 国の長期ビジョン  
を勘案しつつ、人口  
の現状分析を行い、アン  
ケート実施等必要な調査  
を経て将来展望を提示し  
ます。

**問** 連携中枢都市圏に  
ついて、平成二十七  
年度以降の進捗管理はど  
のようにしていくのか、  
また、ごみ焼却場の問題  
について、生活関連機能  
サービス向上という点で  
解決が見込まれるのかお  
伺いします。

**答** 圏域全体の経済成  
長については、播磨圏域  
経済成長戦略会議におい  
て進捗管理を行い、連携  
事業全般については、今  
後開催することとなる連  
携中枢都市圏ビジョン懇  
談会で検討を経て決定  
変更を行うこととなりま  
す。ごみ焼却については、  
現時点では生活関連機能  
サービス向上の連携事  
業として位置づけられて  
いません。



(仮称) 相生市文化会館

**問** 仮称・相生市文化  
会館の開館後の運営  
についてお尋ねします。

**答** 開館後は、市職員  
による直営で進めま  
すが、音響等設備に関し  
ては、専門事業者による  
サポートを受けながら管  
理運営を行います。また、  
新たな文化会館は市民の  
まちづくりのためのステ  
ージと位置づけられており市  
民参画による運営を積極  
的に図っていきたいと考  
えています。



財政運営について  
道の駅活用について

なやかま  
中山  
えいじ  
英治

**問** 経常収支比率は平成二十六年の九十八・九まで悪化している。その改善に二十七年はどのように取り組むのか。

**答** 経常収支比率は単年度の改善は難しい。第二期の行財政健全化計画を前倒しして、指標に着目しながら今後の財政運営を認識のもとに二十七年の予算に反映している。

**問** 第二期行財政健全化では、財政力向上は達成できるのか。

**答** 第二期行財政健全化については、財政運営に関する数値目標において、達成できない部分もあります。

**問** 生き残る道の駅の課題解決に向けて、相生市二セクとどのような協議をしているのか。

**答** 国土交通省が掲げる道の駅の連携プログラム、企画型というメニューに応募して、経営向上に向け連携していきたい。



白龍城

たい。

**問** 道の駅が千四十もある中で、負け組が地域の重荷にならないように、今後どう取り組むのか。

**答** 相生の道の駅は、経営的に綱渡り状況。西播磨全体をネットワーク化して、道の駅により活性化の底上げを考えています。

施政方針について  
(全4項目のうち  
主な質問を掲載  
しています)

(代表質問)  
うしろた まさのぶ  
後田 正信

**問** 母子歯科健康検診事業の検診内容はどのようになっているのか。

**答** 出産までの妊娠期間中、一回市内の歯科医療機関において歯科検診を受診して頂き、問診、口腔診査、歯科保健指導およびブラッシング指導を実施します。

**問** この事業において、歯科医院に周知できていなかったり、統一した検診が受けられない、また、何回も通うなど大変だと思つので、歯垢除去、フッ素塗布など検診時においてその様な対応は可能か。

**答** 今後歯科医師会と詳細に打ち合わせをされるようにしていきたいと思つています。

また、受診券と母子健康手帳と、健康保険証も持参していただくようにし、仮に治療が必要な場合でも、その場でできるものはして頂けるように調整を図りますが、予約を取って出直していただく事もあるかと思つています。

**問** 相生市男女共同参画プラン平成二十九年度の達成目標に対し

て、現在の取り組み状況と数値について。

**答** 取り組み状況については、昨年市民参画によるプラン推進委員会を設置し平成二十六年の前期推進状況としての取り組み状況の報告を行いました。

平成二十九年度の達成目標数値に対する取り組み状況ですが、五つの基本目標に十四の数値目標を挙げています。

人権意識をはじめ、固定的な性別役割分担意識、地域活動における平等意識、介護休業の取得意識については平成二十八年度に市民アンケート調査予定です。

いずれの項目についても、男女共同参画社会を目指すうえで根幹をなす意識であることから有効であると思われる件、他市の啓発も参考にしながら、数値目標が達成できるような事業を行っているところではあります。

**問** 男女共同参画の視点に立った児童生徒向けの啓発事業の実施状況は。

**答** 矢野川中学校二年生を対象に中学校の

デートDV防止啓発事業を行っています。

生徒は変わっていきますので学年を決めて無理のない形で実行できればと考えています。

**問** 男女混合名簿状況は。

**答** 十年以上前に市内十小中学校が実施しましたが、現在七小中学校と一中学校は実施しており、那波、双葉の二中学校は生徒数も多く、進路事務のミスを防ぐとついで、男女別の名簿で行っています。

男女の理解、道徳、学級活動あるいは全ての教育活動の中で、男女共同についての指導をしており、意識のほうは十分に高まっていると認識しています。

委員会の審査から

予算審査特別委員会  
(三月十七日開催)

平成二十七年各会計予算を審査するため、特別委員会が設置されました。

委員長 中野 有彦  
副委員長 角石 茂美  
委員 阪口 正哉  
委員 後田 正信  
委員 岩崎 修  
委員 吉田 政男  
委員会は、三月十七日に開催され、その主な質疑内容は次のとおりです。

【一般会計】

**問** 太陽光発電設置助成の実績はどうか。

**答** 今年度までの実績で助成件数が四百一十四件、発電量の累計で一千七百五十六kw、二酸化炭素削減量は五百二十七である。

**問** 生活困窮者自立支援事業の対象となる困窮者のリストはあるか。

**答** リストはない。相談支援員等を配置し、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター等の協力を得て対象者の洗い出しを行いたい。

**問** 六次産業化ネットワーク活動事業補助の内容は。

**答** 矢野町上土井地区に製品加工所を設立した事業者が、キャッサバ芋の成分分析や商品試

作、パンフレット制作等に要する費用を国の補助事業で実施する計画である。

**問** 防災行政無線の設置箇所数は。

**答** 市役所を親局とし、子局が九十一か所程度で中継局を若狭野に、再送信子局を坪根に設置する。

**問** 創意ある学校園づくり事業の内容は。

**答** ①児童生徒の健全育成と学力の向上②教職員の指導力向上③学校・家庭・地域のつながりの強化を重点に取り組む。

**問** 小学校の耐震補強工事は夏休み中の工事が望ましいがどのような計画か。

**答** 工期を約五か月で見込んでいるが、学校行事に支障がないよう調整している。

**問** 国民健康保険で国保税の負担が限度にきていると思うがどうか。

**答** 現在、国保税の軽減世帯は約六十%を占めており、今後も所得が伸びない状況である。一方、医療費は増加傾向

のため、平成二十七年度は税率を据え置いているが、厳しい財政状況である。

**問** 公共下水道事業で赤坂地区の浸水対策は、どう考えているか。

**答** コスト平準化を考慮した整備計画とするため、干尋、那波地区の浸水対策完了後に計画している。

**問** 農業集落排水事業で機能強化工事の内容はどうか。

**答** 若狭野東と矢野北の処理施設の制御盤の部品交換を行う計画である。

**問** 市民病院の地域医療の果たすべき役割とは。

**答** 地域に密着した医療を行うため、平成二十三年度より訪問診療を開始し、平成二十四年度後半からは訪問介護も開始している。

【表決について】

予算審査特別委員会の審査の結果が三月定例会最終日に報告され、討論を行い、一般会計、公共下水道事業、看護専門学校、農業集落排水事業、病院事業の会計については、全会一致で原案可決され、また、国民健康保

険、介護保険、後期高齢者医療保険の会計については、賛成多数により、原案可決とされました。

民生建設常任委員会  
(二月十九日 開催)

「介護保険について」は委員より、いきいき百歳体操の三年間での実施人数の想定はこの質疑があり、介護予防推進講座も含め、六十五歳以上高齢者人口の約十%程度を目標としているとの説明がありました。次に委員より、現在の地域活動の場所が足りるのかとの質疑があり、四人以上のグループで映像が流れる環境があれば公民館に限らず身近な場所でも実施できるとの説明がありました。「空家等の対策について」は委員より、戸籍等で所有者を特定する必要がある場合、今回の特別措置法や基本指針で可能なかとの質疑があり、できるかどうかかわからないが、協議会等で学識経験者等の意見も参考に整理したいとの説明がありました。次に委員より、今後、現地調査等の具体

別表 平成 27 年度各会計別予算

(単位：千円)

会 計 名	予 算 額	対前年度比
一 般 会 計	15,700,000	14.6%
特 別 会 計	11,279,200	6.7
国民健康保険特別会計	4,693,000	11.7
公共下水道事業特別会計	2,770,800	3.5
看護専門学校特別会計	102,400	2.6
農業集落排水事業特別会計	485,000	12.7
介護保険特別会計	2,764,000	2.6
後期高齢者医療保険特別会計	464,000	△ 1.3
企 業 会 計	783,187	△ 1.8
病 院 事 業 会 計	783,187	△ 1.8
合 計	27,762,387	10.7



的な方策は考えているのかとの質疑があり、市内全域で悉皆調査※を行なう。特定空家については、固定資産税の課税特例の解除が必要なので、最低でも年に一回は調査が必要であると考えているとの説明がありました。

**総務文教常任委員会  
（二月二十日開催）**

「定住促進について」は委員より、転入者に市の制度や医療機関などの情報を伝えることで不安解消になるため、市としてサポートする考えはあるのかとの質疑があり、相談に来られた方にはサポートをしている。今後、転入された方々の声をパンフレット、ホームページに掲載することで、少しでも不安の解消をしていきたいとの説明がありました。

「仮称・相生市文化会館について」は委員より、近隣住民等の現場見学会の予定はあるのかとの質疑があり、工事進捗に影響がないよう、施工業者に打診し見学会を検討しているとの説明がありました。

した。  
次に委員より、工事施工中の転石については問題なく処理できたのかとの質疑があり、影響のない箇所に一部埋戻しを行っている。埋戻しができないものは、適正に処分を行ったとの説明がありました。

**三月議会で  
決まったこと**

**【予算】**

◇平成二十七年年度の予算は、別表の「平成二十七年各会計別予算額」とおり決まりました。  
平成二十六年年度の補正予算は、八会計で補正を行い、一般会計で二億四千三百五十五万円増額し、百四十五億九千九百七十九万円としました。

特別会計六会計および公営企業会計で二億六千七百四十万三千円減額しました。

**【条例】**

◇相生市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例  
◇相生市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例  
◇相生市個人情報保護条例の一部を改正するもの

です。

◇相生市保育の実施に関する条例を廃止する条例  
例

・関係法令の改正により、条例を廃止するものです。

◇相生市消防団条例の一部を改正する条例  
・在勤者の消防団への加入を促進し、消防団員の定数確保を図るため、改正するものです。

◇相生市の特別職に属する常勤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
・市長、副市長、教育長の給料月額額の減額措置期間の延長等を改正するものです。

◇相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
・小学校専科教員の年間報酬額の上限等を改正するものです。

◇相生市行政手続条例等の一部を改正する条例  
・関係法令の改正により、手続規定の追加等をするものです。

◇相生市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
・関係法令の改正により、引用条項を改正するものです。

◇相生市介護保険条例の一部を改正する条例  
・第六期（平成二十七年～二十九年）介護保険料率等を改正するものです。

◇相生市立保育所設置条例の一部を改正する条例  
・関係法令の改正等により、市立保育所の利用者負担額等を改正するものです。

◇相生市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例  
・関係法令の制定により、市外通園者の保育料について改正するものです。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
・関係法令の改正により、教育委員会制度等が改正されることに伴い、関係条例を改正するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

例

・関係法令の改正により、引用条項を改正するものです。

◇相生市介護保険条例の一部を改正する条例  
・第六期（平成二十七年～二十九年）介護保険料率等を改正するものです。

◇相生市立保育所設置条例の一部を改正する条例  
・関係法令の改正等により、市立保育所の利用者負担額等を改正するものです。

◇相生市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例  
・関係法令の制定により、市外通園者の保育料について改正するものです。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
・関係法令の改正により、教育委員会制度等が改正されることに伴い、関係条例を改正するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

◇相生市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例  
・関係法令の改正により、地域包括支援センターの基準等について制定するものです。

◇相生市議会委員会条例の一部を改正する条例  
・関係法令の改正及び議員定数減に伴い、委員会の委員定数等を改正するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

◇相生市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例  
・関係法令の改正により、地域包括支援センターの基準等について制定するものです。

◇相生市議会委員会条例の一部を改正する条例  
・関係法令の改正及び議員定数減に伴い、委員会の委員定数等を改正するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

◇相生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予

防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
・関係法令の改正により、指定介護予防支援等の基準等について制定するものです。

※悉皆調査…データを余すことなく全て調べること

◇市道路線の認定について

・以上の二件は、国道二号拡幅に伴い、変更・認定を行うものです。

◇市有財産の取得について

・仮称・相生市文化会館大ホール緞帳を取得するものです。

【人事】

◇人権擁護委員として次の方の推せんに同意しました。

相生市若狭野町野々  
一一九〇番地  
福田 悦子 さん

【請願・陳情の審査結果】

【採択】

◇「ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書」の提出を求める請願書

【不採択】

◇相生地区・高齢者の為の新型公民館建設のお願いについての陳情書

意見書

三月議会で次の意見書が可決され、直ちに関係機関へ送付されました。

◇ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準の緩和を求める意見書

五月議会で決まったこと

【報告】

◇相生市税条例等の一部を改正する条例の制定について処分の件報告

◇相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について処分の件報告

◇相生市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について処分の件報告

◇相生市一般会計予算繰越明許費について報告  
・以上の報告を承認、了承しました。



平成 26 年度支出明細

区 分	件 数	金額 (円)
慶 弔 費	2	27,500
渉 外 賄 関係	1	5,000
そ の 他	8	21,900
合 計	11	54,400

平成 26 年度予算額  
300,000 円

議長交際費の執行状況について

相生市議会では開かれた市議会をめぐり、議長交際費の執行状況を公開いたします。

編集後記

議会報編集委員会の委員が交代しました。今後も引き続き、市民の皆様に関われる「市議会だより」となりまします。よう努めて参りますので、よろしくお願いたします。



議会活動状況

< 2 月 >

- 10 議会報第 116 号発行
- 岡山県笠岡市議会行政視察 来相
- 高知県宿毛市議会行政視察 来相
- 12 兵庫県市議会議長会 総会
- 19 民生建設常任委員会
- 20 総務文教常任委員会  
会派代表者会議
- 24 議会運営委員会
- 25 議会改革特別委員会

< 3 月 >

- 2 議会運営委員会
- 定例市議会 開会
- 3 定例市議会 再開
- 11 定例市議会 再開
- 12 定例市議会 再開
- 13 民生建設常任委員会
- 16 総務文教常任委員会
- 17 予算審査特別委員会
- 24 議会運営委員会
- 定例市議会 閉会
- 議会報編集委員会

< 4 月 >

- 15 埼玉県坂戸市議会行政視察来相
- 16 播但市議会議長会 総会 (赤穂市)

< 5 月 >

- 8 会派代表者会議
- 12 議員初会合
- 14 会派代表者会議
- 埼玉県上尾市議会行政視察来相
- 18 臨時市議会開会
- 25 議会報編集委員会
- 26 兵庫県市議会議長会 総会 (川西市)
- 28 和歌山県有田市議会行政視察来相

< 6 月 >

- 2 議会運営委員会